

大阪市告示第167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第6号及び第10号の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条第4号の規定により別紙のとおり公示する。

令和7年2月3日

大阪市長 横山英幸

（福祉局障がい者施策部運営指導課）